# 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南大隅町	佐多地区	令和3年12月1日	平成31年3月

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	199ha	
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	33ha	
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	20ha	
i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	8ha	
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	12ha	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 5h		
(備考)	•	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

佐多地区の農業は、担い手の高齢化、後継者不足及び有害鳥獣被害に伴い、年間で約70筆程の耕作放棄地 が生じているのが現状である。

担い手の高齢化問題に併せ、重油代の高騰により、ハウス管理に係るランニングコストが懸念されている。「農地はあるが、人がいない」、「借りてまで耕作する人はいない」など様々な課題が掲げられている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

佐多地区における農地利用については、中心経営体である認定農業者8経営体(法人3経営体・個人5経営体)、 認定新規就農者1経営体及びその他の中心経営体により、現状維持を図りながら農地面積を確保する。

佐多地区における中山間地域の農地利用については不利な条件であるが、中山間直接支払制度を活用し、地区内の農地や農道の整備を図りながら取り組む。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地域の中心となる経営体(農業法人・個人経営等)を中心として、農地集積協力金、農業次世代人材投資事業等 を活用し、持続的かつ効率的な農業を維持していく。

省力化のための機械導入による補助の拡充や、支援制度を充実させた新規就農者の導入により、離作農地の集積を図る。

鳥獣害対策としてコーヒー栽培による実証実験や、地元のブランド産品でもあるパッションを、冬季に出荷する方策など、柔軟な発想の転換を活かし、農地を維持していく。

## (参考)中心経営体(別紙のとおり)

(2 3) 1 3 4 2 1 1 (3) 1 2 3 3							
		貸付け等の区分(㎡)					
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
	計	0000	0000	0000			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

#### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。